

『環境保全推進センターファクトブックⅡ』

(沿革・構成編)

1. 沿革・設置目的	・・・ P 1
2. センター長	・・・ P 2
3. 副センター長	・・・ P 2
4. 構成	・・・ P 2
5. 予算規模	・・・ P 3
6. ミッション (教育研究上の目的、設置の趣旨目的)	・・・ P 3

1. 沿革・設置目的

◆昭和51(1976)年

神戸大学水質管理センター設立

《設置目的》

昭和49(1974)年12月1日より水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政令第三六三号)が施行され、大学においても自然科学系の研究、試験等を行う事業場に設置された洗浄施設(流し等)が特定施設として指定されることとなった。これにより当該事業場においては昭和50(1975)年秋より、排水基準の順守(水質汚濁防止法第十二条の一並びに下水道法第十二条の二)、排水の汚染状態の測定(水質汚濁防止法第十四条の一並びに下水道法第十二条の十二)、廃液の処理(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十一条の一)が義務付けられることになった。これを受け、昭和50年に学長を長とする全学組織である「神戸大学環境保全委員会」が設けられ、同委員会により全学共同利用施設として「薬品類廃棄物処理施設」の設置が要求された。そして、昭和51(1976)年に処理施設が設置され、「神戸大学水質管理センター」が発足した。発足当初の人員は教務職員1名、助手1名であった。また水質管理センター発足に伴い、神戸大学環境保全委員会は「神戸大学水質管理センター運営委員会」に改められ、それまで薬品類廃棄物処理を管轄していた「薬品類廃棄物処理委員会」は同運営委員会の下部機構として「技術小委員会」に改められた。

◆平成7(1995)年

無機廃液処理の停止

《設置目的》

平成7(1995)年1月17日未明の兵庫県南部地震により、無機廃液処理装置が損壊したため、水質管理センターにおける無機廃液処理を停止するとともに、無機廃液は廃液処理業者に処理を委託することとした。

◆平成11(1999)年

有機廃液処理の停止

《設置目的》

平成11(1999)年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年七月十六日法律第五号)により、廃棄物焼却炉がダイオキシン類を発生し、大気中に排出する施設に指定されたことから、水質管理センターにおいて有機廃液処理に使用していた焼却炉を停止するとともに、有機廃液も廃液処理業者に処理を委託することとした。

◆平成16(2004)年

神戸大学水質管理センターを改組し、神戸大学環境管理センターを設置

《設置目的》

平成16(2004)年4月1日、神戸大学の独立行政法人化に伴い、神戸大学水質管理センターを改組し、水質管理センターの主な業務であった排水の水質監視や廃液処理だけではなく、大学全体の廃液・排水・廃棄物の管理体制の確立、実験排水処理施設の設置の促進、環境保全に資する人材育成を目的として学生及び教職員への環境保全に

関する啓発教育や研究教育活動の継続的発展を可能とする省エネルギー施策の策定などを行うため、神戸大学環境管理センターが設置された。神戸大学環境管理センターは、水質管理センターにおける技術小委員会に相当する「環境保全対策部門」に加え、「環境教育研究活動支援部門」並びに「資源エネルギー管理部門」が新設され、3部門で構成されている。

また、神戸大学水質管理センター運営委員会は「神戸大学環境管理センター運営委員会」に改称された。環境管理センターは、兼任のセンター長の下、専任の教員2名（助教授及び助手）、職員2名（技術専門職員及び教務職員）及び事務担当の施設部の事務職員1名より構成される。各部門の長は兼任の学内教員が担当している。

◆平成26(2014)年

神戸大学環境管理センターを改組し、神戸大学環境保全推進センターを設置

《設置目的》

環境保全推進センターは、神戸大学における環境保全活動(法令等を遵守するために本学において必要な取組を行うとともに、環境の保全及び改善に関する目標を自ら設定し、日々の活動を通じて、目標達成に向けた取組を行い、環境に十分配慮したキャンパスの実現を図ることをいう。)を推進するとともに、持続可能な社会の創造に貢献するために必要な施策を企画・立案し、及び実施することを目的として、平成26年4月1日改組された。

「環境企画部門」と「環境管理部門」を置き、環境管理部門長は学内の教員が担当、環境企画部門長として平成26年5月1日より安全衛生・環境管理統括室所属特命教授が兼任している。また、兼任のセンター長の下、専任教員3名（准教授、助教及び助手）、技術職員1名及び施設部事務職員1名で構成されている。各部局から選出された環境保全推進員は運営委員会委員として活動し、一部の環境保全推進員は環境企画部門を兼務し、省エネ推進等にあたっている。

2. センター長

◆西山 覚 (56歳 専門：触媒反応工学)

任期：1期目 (H26.4.1 ~ H28.3.31)



3. 副センター長

◆勝田 知尚 (44歳 専門：生物プロセス工学)

任期：1期目 (H23.10.1 ~ H27.9.30)



4. 構成

◆部局内組織

○ <u>環境保全対策部門</u>	平成 16 年 4 月 1 日設置、平成 26 年 3 月 31 日廃止
○ <u>環境教育研究活動支援部門</u>	平成 16 年 4 月 1 日設置、平成 26 年 3 月 31 日廃止
○ <u>資源エネルギー管理部門</u>	平成 16 年 4 月 1 日設置、平成 26 年 3 月 31 日廃止

上記 3 部門が平成 26 年 4 月 1 日付環境保全推進センターに改組により 2 部門に変更になった。

○環境企画部門 平成 26 年 4 月 1 日設置

- ・環境保全活動の推進に係る基本計画の策定に関すること。
- ・環境保全活動の評価に関すること。
- ・環境報告書に関すること。
- ・エネルギーの使用の合理化に関すること。
- ・環境への負荷を低減するための技術の導入に関すること。
- ・環境物品の調達方針の策定及び調達実績の統括に関すること。
- ・廃棄物の処理及び処分に関する計画立案並びに監視に関すること。
- ・その他環境保全活動の推進に関すること。

○環境管理部門 平成 26 年 4 月 1 日設置

- ・本学の構成員に対する環境教育に関すること。
- ・環境保全に関する調査及び研究に関すること。
- ・教育研究活動に伴い発生する環境汚染物質の分析，計測監視の統括に関すること。
- ・教育研究活動に必要な指定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の統括に関すること。
- ・その他環境教育及び研究並びに環境汚染を防止するための技術的支援に関すること。

5. 予算規模

平成 25 年度

運営費交付金等	45 百万円
外部資金	1 百万円
総計	46 百万円

※1 各部局における予算執行額を予算規模としている（ただし、設備整備費補助金・施設整備費補助金及び目的積立金は除く）。

※2 百万円未満を四捨五入して計上。該当がないものは「-」で記載している。

6. ミッション（教育研究上の目的、設置の趣旨目的）

センターは、神戸大学における環境保全活動（法令等を遵守するために本学において必要な取組を行うとともに、環境の保全及び改善に関する目標を自ら設定し、日々の活動を通じて、目標達成に向けた取組を行い、環境に十分配慮したキャンパスの実現を図ることをいう。）を推進するとともに、持続可能な社会の創造に貢献するために必要な施策を企画・立案し、及び実施することを目的とする。

7. 教育研究上の活動状況等

◆海外において通算して1年以上教育研究に従事した日本人教員の在籍状況

0人